

■ p.22 【法人】No.1 問題文

誤：「人身の自由」

正：「一定の人身の自由」

■ p.23 【法人】No.1 解答・解説

誤：「しかし、選挙権・被選挙権は、その性質上法人には適用されず、人身の自由や生存権も自然人にのみ認められる人権である。」

正：「しかし、選挙権・被選挙権・生存権は、その性質上法人には適用されない。人身の自由については、逮捕・抑留・拘禁からの自由（憲法 33 条、34 条）のように身体・身柄等の存在を前提にした規定は法人には及ばないが、そうではない法定手続の保障（憲法 31 条）や住居の不可侵（憲法 35 条）などの規定は法人にも適用される。」